

IMO 第 48 回海洋環境保護委員会(MEPC48)の結果について

標記会合は、平成 14 年 10 月 7 日から 11 日にかけて 1 ロンドンの国際海事機関(IMO)本部において開催されている。今次会合における主な審議の概要は以下のとおり。

1. バラスト水中の有害海洋性生物の規制に向けた新条約案の審議

船舶のバラスト水により海や湖に生物が拡散し人体や環境や人間の健康被害を防止するための「船舶のバラスト水及び沈殿物の排出規制及び管理に関する新条約案」に関する審議が行なわれた。

特に、バラスト水交換及び処理の基準、バラスト交換可能な海域の明確化、検査方法などについて重点的な審議が行なわれ、条約のドラフト案が作成された。

また、今後、さらに詳細な審議が必要であることから、2003 年 3 月頃にバラスト水中間ワーキンググループ会合を開催し、その後、2003 年 7 月に開催予定の MEPC49 で審議を行っていくことが合意された。本条約は 2003 年秋に予定されている外交会議での採択が予定されている。

2. シップリサイクリング

船舶のリサイクルに関する関係者の役割分担を定める総会決議案及びその付属書であるガイドラインの作成に関する審議が行われた。

特に、解撤ヤードへの最終航海前の有害物質の除去と安全性担保の問題、現存船における有害物質のリストの作成等について議論が行われたが、今後、コレスポンデンスグループ及び次回 MEPC49 において更なる検討を行うこととなった。また、総会決議案は 2003 年秋開催予定の第 23 回総会にて採択することを目標として今後作業を行っていくことが改めて確認された。

3. 船舶から排出される温室効果ガスの削減問題の審議

IMO は、国連気候変動枠組条約締約国会合と連携し、外航海運に従事する船舶からの温室効果ガスの排出削減方策を検討している。

今次会合においては、今後の IMO の取り組みの方向性を検討し、次のように作業を進めていくことが合意された。また、2003 年秋開催予定の第 23 回総会で採択する予定の温室効果ガスの排出削減に関する総会決議については、今次会合での合意をベースとして決議案が作成された。

(ア) 2005 年までに「二酸化炭素等の排出指標に関するガイドライン」の作成を進め、各国に当該指標を用いたボランタリーな削減への取り組みを求める。(注：排出指標とは、船舶ごと又は航海ごとに排出される二酸化炭素等の量を表す数字である。排

出指標の具体的な決定手法は、今後開発される。)

(イ) 2010年まで上記取り組みの効果を監視し、必要に応じて、更なる手段を検討する。

4. MARPOL 附属書 の改正(有害液体物質の汚染分類等の見直し)

船舶からの有害液体物質の流出による海洋汚染の防止を目的とする、MARPOL 条約附属書 の有害液体物質の汚染分類及び船型要件の見直しについて審議された。

欧州諸国が中心となってまとめた 3 分類方式(X,Y,Z 類の有害物質(無害物質のカテゴリーなし))の改正案に対し、我が国、アジア諸国、ラテンアメリカ諸国等が現行の 5 分類方式(A,B,C,D 類の有害物質+無害物質)の維持を主張し、両者の意見が対立した。5 分類方式の支持国から折衷案として 4 分類方式(X,Y,Z の有害物質+無害物質)が提示されるも、合意には至らず、MEPC49(来年 7 月予定)で審議することとなった。